

法律第九十三号（平一六・六・九）

特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律

特定農産加工業経営改善臨時措置法（平成元年法律第六十五号）の一部を次のように改正する。

附則第二条中「十五年」を「二十年」に改める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

（農林水産・内閣総理大臣臨時代理署名）